

定額減税調整給付金の支給案内を発送し、申請の受け付けを開始します
～スーパーファストパスで早く便利に受け取ることができます～

千葉市は、定額減税調整給付金の支給対象者全員に支給案内（確認書）を発送し、スマートフォンからマイナンバーカードを利用するオンライン申請を含む3つの方法での申請受け付けを開始しますので、お知らせします。

また、支給案内（確認書）が手元に届く前であっても、スマートフォンからマイナンバーカードを利用することで申請が可能となる「スーパーファストパス」を導入しますので、併せてお知らせします。

なお、スマートフォンからマイナンバーカードを利用するオンライン申請と、スーパーファストパスの導入は、千葉市で初めての取り組みとなります。

1 支給対象者および支給案内（確認書）発送日

（1）支給対象者

令和6年1月1日時点で千葉市に居住している方で、定額減税額が令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）または令和6年度市・県民税額を上回り、減税しきれない方。なお、給付金の受け取りには、必ず申請が必要です。

※対象者数（本人＋扶養親族） 約26万人

（2）支給案内（確認書）発送日

令和6年7月17日（水） ※7月24日（水）頃までに郵送されます。

2 スーパーファストパスによる申請および支給について

お手元に支給案内（確認書）が届く前であっても、ホームページやSNS（X、Facebook、LINE）でご案内する、URLまたは二次元コードから申請が可能です。支給対象者であれば、スマートフォンでURLまたは二次元コードを読み取り、マイナンバーカードを利用して申請することで、最短で給付金を受け取ることが出来ます。

（1）申請受付開始日

令和6年7月12日（金）

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zeimu/zeisei/fastpass.html>

（2）支給開始日

令和6年7月30日（火）



3 通常の申請および支給について

（1）申請受付開始日

支給案内（確認書）が届き次第

（2）支給開始日

令和6年8月8日（木）

(3) 申請方法

- ア マイナンバーカードを利用したオンライン申請（支給まで3週間程度）
スマートフォンで確認書に掲載する二次元コードを読み取り、マイナンバーカードを利用して申請します。本人確認書類等の写しの添付は不要です。
- イ インターネット申請（支給まで5～6週間程度）
マイナンバーカードを利用しない場合であっても、インターネットにより申請することができます。スマートフォンやパソコン等で確認書に掲載する二次元コードを読み取り、本人確認書類等を写真に撮って、データで添付して申請します。
- ウ 確認書による郵送申請（支給まで6～7週間程度）
確認書に必要事項を記入し、本人確認書類等の写しを添付し、同封の返信用封筒で申請します。

4 問い合わせ先

千葉市定額減税調整給付金コールセンターおよび各区役所相談窓口を設置し、制度の概要についてのお問い合わせに対応します。なお、各区役所相談窓口においては個別事項のお問い合わせへの対応や、申請の受け付けはできません。

(1) 千葉市定額減税調整給付金コールセンター（開設期間 令和7年1月31日まで）

- ア 連絡先
電話 0120-682-017（通話料無料）
※耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。
E-mail info@chiba.chousei-kyuuhu.jp
FAX 050-1799-0206

イ 受付時間

- ・令和6年8月30日（金）まで
平日 9:00～20:00
日曜日 9:00～17:00
※土曜日・祝日は受け付けできません。
- ・令和6年9月2日（月）～令和7年1月31日（金）
平日 9:00～17:00
※土曜日・日曜日・祝日・年末年始は受け付けできません。

(2) 各区役所相談窓口（開設期間 令和6年10月31日（木）まで）

- ア 設置場所
東部市税事務所中央市税出張所前（きぼーる11階）、花見川区役所2階、稲毛区役所1階、若葉区役所1階、緑区役所3階、美浜区役所1階
- イ 受付時間
平日 9:00～17:00
※土曜日・日曜日・祝日は受け付けできません。